解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

福島県白河市東前町一〇番地
宗教法人実行教伏見稲荷教会
清算人　弁護士　宮本　雅司
連絡先　〇二四八―二七―二二八三
弁護士法人宮本法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四
農事組合法人津西部畜産組合
清算人　中尾　教昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月五日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

鳥取県鳥取市材木町一五二番地
医療法人福田整形外科医院
清算人　福田　佳弘

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

松山市大字石手六〇四番地　靈覚寺
清算人　山口　直樹

第10期決算公告

令和7年11月12日

仙台市青葉区中央三丁目3番3号三丸ビル3階
エーアイシルク株式会社
代表取締役　岡野　秀生

貸借対照表の要旨
（令和7年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	180,408	流動負債	30,921
固定資産	117,927	固定負債	32,200
繰延資産	1,095	株主資本	232,735
		資本金	99,000
		資本剰余金	457,219
		資本準備金	457,219
		利益剰余金	△323,484
		その他利益剰余金	△323,484
		（うち当期純損失）	(237,912)
		新株予約権	3,575
資産合計	299,432	負債・純資産合計	299,432